

和歌山県の社会的養護関係施設における性教育の現状と課題 ——入所児童への包括的性教育の導入に向けた実態調査

(その2：施設種別による実施状況) ——

Current Status and Issues of Sexuality Education in Child Welfare Facility in Wakayama Prefecture : Fact-finding Survey on the Introduction of Comprehensive Sexuality Education for Children in Child Welfare Facility (Part 2 Implementation Status by Child Welfare Facility Type)

岩田 智和^{※1} 桑原 義登 桑原 徹也^{※2}

※1 和歌山県立仙溪学園 わかやま子ども学総合研究センター特別研究会員

※2 和歌山信愛女子短期大学

本稿では、和歌山県内の社会的養護関係施設および障害児入所施設の施設種別による性教育の実施状況について整理した。その結果、施設種別により性教育の実施の有無に差異が認められた。このことから、施設種別および入所児童の年齢や障害の有無・程度にかかわらず、全ての社会的養護関係施設および障害児入所施設において、性教育の実施体制を整備するとともに、施設や入所児童の特性に応じた包括的性教育プログラムを構築・導入することが、入所児童個々の最善の利益の保障にとって重要であることを示唆した。

キーワード：性教育、社会的養護、施設種別、実態調査、和歌山県

1 問題と目的

社会的養護とは、「保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」(厚生労働省)と定義され、現在、社会的養護のもとで、約42,000人(18歳未満人口の約0.24%)の児童が生活を送っている。

社会的養護は、家庭養護と施設養護の二つに大きく分けられる。家庭養護には、里親やファミリーホームがあり、全国で約8,000人の児童が家庭養護のもとで暮らしている。一方、施設養護には、乳児院¹⁾や児童養護施設²⁾、児童心理治療施設³⁾、児童自立支援施設⁴⁾、母子生活支援施設⁵⁾、自立援助ホーム⁶⁾の6種別(以下「社会的養護関係施設」という)があり、全国で約34,000人の児童が施設養護のも

とで暮らしている。また、障害児入所施設(福祉型・医療型)⁷⁾においても、被虐待児童が増加しており、社会的養護の機能を担う施設として位置づけられている(障害児支援の在り方に関する検討会 2014)。

近年、児童相談所や社会的養護関係施設などの児童福祉の現場では、性暴力や性的問題行動のある児童および性暴力被害や性的搾取被害を受けた児童など、性に関する指導・支援の必要な児童が増加している。また、施設内での児童間の性的問題が顕在化し、その対応が喫緊の課題となっている。

みずほ情報総研株式会社(2019)が実施した実態調査によると、2017年度の1年間に全国の社会的養護関係施設で発生した児童間の性的問題は、回答のあった763施設中687件、また、性加害児童や性被害児童などの性的問題の当事者は1,280人であった。施設種別でみると、児童養護施設544件(当事者1,005人)、児童心理治療施設60件

(当事者 117 人)、児童自立支援施設 46 件(当事者 77 人)、母子生活支援施設 22 件(当事者 61 人)、自立援助ホーム 15 件(当事者 20 人)であった。加えて、施設が入所児童の性的問題に関して感じている課題として、「性的な問題に関する課題を有する子どもの割合が増加している」と感じている施設が、児童養護施設 43.6%、児童心理治療施設 51.4%、児童自立支援施設 92.0%、母子生活支援施設 12.8%、自立援助ホーム 39.8%、「生育歴の中で年齢に相応な性規範を持たずに入所した子どもの割合が増加している」と感じている施設が、児童養護施設 52.1%、児童心理治療施設 62.2%、児童自立支援施設 70.0%、母子生活支援施設 21.6%、自立援助ホーム 49.4%と高率であった。このような状況下、「課題を有する子どもに対する適切な支援プログラムが不足している」と感じている施設が、児童養護施設 48.3%、児童心理治療施設 51.4%、児童自立支援施設 54.0%、母子生活支援施設 36.5%、自立援助ホーム 49.4%、また、「性的な問題への対応ノウハウが不足している」と感じている施設が、児童養護施設 52.1%、児童心理治療施設 43.2%、児童自立支援施設 54.0%、母子生活支援施設 63.5%、自立援助ホーム 42.2%といずれも半数近くにのぼった。

さらに、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2021)によると、「社会的養護関係施設等における子ども間の性的問題に関する予防・早期発見・適切な介入と支援のためのチェックポイント」(国立研究開発法人産業技術総合研究所 2020)に関する社会的養護関係施設などへのアンケート結果として、「子どもの処遇改善にあたって、もっとも実施したほうがよいと感じるチェックポイント項目」では、「性教育プログラムの実施」が 45 項目中 2 番目に高率であった。その一方で、「もっとも現場で実施することが難しいと考えられるチェックポイント項目」では、「性教育プログラムの実施」が 45 項目中最も高率であった。つまり、社会的養護関係施設などの現場では、性教育の必要性を強く感じている一方で、実施の困難さも強く感じていた。

これらのことから、いずれの施設種別においても、性に関する指導・支援の必要な児童が増加し、性教育などの必要性を感じているものの、十分なアプローチがなされているとは言い難く、支援のあり方が喫緊の課題となっている。和歌山県の社会的養護関係施設および障害児入所施設(以下「社会的養護関係施設等」という)においても、本調査により性に関する指導・支援の必要な児童が多く入所して

いることが明らかになっている(岩田・桑原・桑原 2023)。

前稿(岩田ら 2023)では、全体概要として和歌山県の社会的養護関係施設等における性教育の実態について報告・考察を行ったところである。そこで本稿では、施設種別による性教育の実施状況について整理し、各施設種別の性教育のあり方について検討することを目的とする。

2 方法

2.1 調査対象・調査方法

和歌山県内に設置されている全ての社会的養護関係施設等 29 施設を対象に、質問紙法によるアンケートを実施した。29 施設の内訳は、乳児院が 1 施設、児童養護施設が 8 施設、児童心理治療施設が 1 施設、児童自立支援施設が 1 施設、母子生活支援施設が 4 施設、自立援助ホームが 7 施設、福祉型障害児入所施設が 2 施設、医療型障害児入所施設が 5 施設であった。

アンケートへの回答は、施設において性教育を担当している職員、または児童指導を統括している職員に求めた。

2.2 調査期間

調査期間は、2022 年 1 月 7 日から 2022 年 1 月 31 日であった。なお、回答基準日は 2022 年 1 月 1 日とした。

調査は郵送調査法とし、調査協力の依頼文書、「社会的養護関係施設等における性教育のあり方に関するアンケート」と題した質問紙、切手貼付の返送用封筒の 3 点を送付した。

2.3 質問紙の構成と内容

質問紙の構成は、①回答者の属性に関する設問(全 4 問)、②施設の体制および入所児童に関する設問(全 11 問)、③性教育の実施状況に関する設問(全 13 問)、④性教育の内容に関する設問(全 4 問)、⑤性教育に関する考えについての設問(全 16 問、うち 3 問は自由回答)の 5 部構成(全 48 問)とした。なお、性教育を実施していない施設については、指定した設問番号への回答を求めた。

2.4 分析方法

得られた回答は、Microsoft Excel 2021 を用いて統計的に処理し、記述統計による分析を行った。なお、記入漏れや多重回答などを含む不備のあるデータは除外とした。

自由回答については、今回の分析対象から除外した。

2.5 倫理的配慮

研究協力の依頼文書に、研究協力は任意であること、協力を拒否することや途中で止めても不利益が生じないこと、協力により予測されるリスク、調査結果は研究の目的以外に使用しないことを明記した。

研究協力への同意については、文書で説明を行い、アンケートの返送をもって同意を得たものとした。アンケートの回答については、個人名を無記名として、匿名性を保障した。

本研究は、和歌山信愛大学研究倫理委員会の承認（2021年11月11日付け）を得て実施した。

3 結果

3.1 回答施設

和歌山県内に設置されている全ての社会的養護関係施設等 29 施設のうち、26 施設から回答が得られた（回収率 89.7%）。

施設種別ごとの回答施設数を表 1 に示す。

表 1 回答施設数

	県内設置数	回答施設数	
乳児院	1	1	100%
児童養護施設	8	8	100%
児童心理治療施設	1	1	100%
児童自立支援施設	1	1	100%
母子生活支援施設	4	4	100%
自立援助ホーム	7	5	71.4%
福祉型障害児入所施設	2	2	100%
医療型障害児入所施設	5	4	80.0%

3.2 性に関する指導・支援が必要と感じる児童

施設種別ごとの性に関する指導・支援が必要と感じる児童数を表 2 に示す。

表 2 性に関する指導・支援が必要と感じる児童数

	男児	女児	合計
乳児院（1施設）	0（0%）	0（0%）	0（0%）
児童養護施設（8施設）	45（33.6%）	34（32.7%）	79（33.2%）
児童心理治療施設（1施設）	8（44.4%）	6（66.7%）	14（51.9%）
児童自立支援施設（1施設）	5（83.3%）	4（100%）	9（90.0%）
母子生活支援施設（4施設）	0（0%）	2（6.5%）	2（2.6%）
自立援助ホーム（5施設）	0（0%）	4（66.7%）	4（40.0%）
福祉型障害児入所施設（2施設）	36（66.7%）	17（70.8%）	53（67.9%）
医療型障害児入所施設（4施設）	1（10.0%）	0（0%）	1（5.6%）

3.3 性的マイノリティの児童の入所歴がある施設

施設種別ごとの性的マイノリティ（推察含む）の児童の入所歴がある施設数を表 3 に示す。

表 3 性的マイノリティ（推察含む）の児童の入所歴がある施設数

乳児院（1施設）	0	0%
児童養護施設（8施設）	5	62.5%
児童心理治療施設（1施設）	1	100%
児童自立支援施設（1施設）	1	100%
母子生活支援施設（4施設）	2	50.0%
自立援助ホーム（5施設）	0	0%
福祉型障害児入所施設（2施設）	1	50.0%
医療型障害児入所施設（4施設）	0	0%

3.4 性教育の実施施設

施設種別ごとの性教育の実施施設数を表 4 に示す。

表 4 性教育の実施施設数

乳児院	1施設中0	0%
児童養護施設	8施設中8	100%
児童心理治療施設	1施設中1	100%
児童自立支援施設	1施設中1	100%
母子生活支援施設	4施設中4	100%
自立援助ホーム	5施設中0	0%
福祉型障害児入所施設	2施設中2	100%
医療型障害児入所施設	4施設中0	0%

3.5 性教育の実施状況

3.5.1 集団および個別での性教育の実施施設

施設種別ごとの集団での性教育および個別での性教育の実施施設数を表 5 に示す。

表 5 集団・個別での性教育の実施施設数

	集団と個別	集団のみ	個別のみ
児童養護施設（8施設）	6（75.0%）	1（12.5%）	1（12.5%）
児童心理治療施設（1施設）	1（100%）	0（0%）	0（0%）
児童自立支援施設（1施設）	1（100%）	0（0%）	0（0%）
母子生活支援施設（4施設）	1（25.0%）	3（75.0%）	0（0%）
福祉型障害児入所施設（2施設）	2（100%）	0（0%）	0（0%）

3.5.2 性教育を主に担当している職種

施設種別ごとの性教育を主に担当している職種を表 6 に示す。

外部機関の講師は、児童養護施設が性暴力救援センター職員 3 施設、児童相談所職員 1 施設、女性相談所職員 1 施

設、児童自立支援施設が性暴力救援センター職員 1 施設、母子生活支援施設が助産師 1 施設であった。

表 6 性教育を主に担当している職種

	直接援助職員 ^{※1}	心理職員	看護職員	外部講師
児童養護施設 (8施設) ^{※2}	7 (87.5%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	5 (62.5%)
児童心理治療施設 (1施設) ^{※2}	1 (100%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
児童自立支援施設 (1施設) ^{※2}	1 (100%)	1 (100%)	0 (0%)	1 (100%)
母子生活支援施設 (4施設)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0 (0%)	1 (25.0%)
福祉型障害児入所施設 (2施設)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

※1 児童指導員、保育士

※2 重複回答あり

3.5.3 性教育の実施に関して感じている効果

施設種別ごとの性教育の実施に関して感じている効果を表 7 に示す。

いずれの施設種別においても、「効果がない」と感じている施設はなかった。

表 7 性教育の実施に関して感じている効果

	効果がある	どちらかといえはあ	どちらかといえはない
児童養護施設 (8施設)	2 (25.0%)	4 (50.0%)	2 (25.0%)
児童心理治療施設 (1施設)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)
児童自立支援施設 (1施設)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)
母子生活支援施設 (4施設)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)
福祉型障害児入所施設 (2施設)	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)

3.5.4 性教育の実施体制

施設種別ごとの性教育の実施体制 (整備あり) を表 8 に示す。

表 8 性教育の実施体制 (整備あり)

	事務分掌	年間指導計画	性教育委員会
児童養護施設 (8施設)	7 (87.5%)	6 (75.0%)	5 (62.5%)
児童心理治療施設 (1施設)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)
児童自立支援施設 (1施設)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
母子生活支援施設 (4施設)	1 (25.0%)	0 (0%)	0 (0%)
福祉型障害児入所施設 (2施設)	2 (100%)	2 (100%)	1 (50.0%)

指針	手引書	効果測定	施設内研修	外部研修
5 (62.5%)	6 (75.0%)	2 (25.0%)	4 (50.0%)	5 (62.5%)
1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)
0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0%)	4 (100%)	2 (50.0%)
0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (50.0%)

3.6 性教育に関する考え

施設種別ごとの性教育に関する考え (各項目の必要性) を表 9 に示す。

表 9 性教育に関する考え (各項目の必要性)

	入所児童への性教育	入所児童全員の性教育	施設の特性に応じた性教育の指針
乳児院 (1施設)	1 (100%)	0 (0%)	1 (100%)
児童養護施設 (8施設)	8 (100%)	8 (100%)	8 (100%)
児童心理治療施設 (1施設)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)
児童自立支援施設 (1施設)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)
母子生活支援施設 (4施設)	4 (100%)	4 (100%)	4 (100%)
自立援助ホーム (5施設)	5 (100%)	3 (60.0%)	5 (100%)
福祉型障害児入所施設 (2施設)	2 (100%)	0 (0%)	2 (100%)
医療型障害児入所施設 (4施設)	1 (25.0%)	0 (0%)	1 (25.0%)

	性教育の指導に関する手引書	性教育の指導者養成の研修会
	1 (100%)	1 (100%)
	8 (100%)	8 (100%)
	1 (100%)	1 (100%)
	1 (100%)	1 (100%)
	4 (100%)	4 (100%)
	4 (80.0%)	4 (80.0%)
	2 (100%)	1 (50.0%)
	1 (25.0%)	1 (25.0%)

4 考察

本調査では、和歌山県内の社会的養護関係施設等全 29 施設のうち 26 施設から回答を得た (回収率 89.7%)。施設種別でみると、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、福祉型障害児入所施設においては、和歌山県内に設置されている全ての施設から回答を得た。また、残りの自立援助ホームおよび医療型障害児入所施設についても、70%以上の施設から回答を得た。このことから、施設種別による性教育の実態が示されたと考える。

施設種別によって入所対象の児童や年齢などは異なるものの、乳児院を除く全ての施設種別において、性に関する指導・支援が必要と感じる児童の入所が明らかになった。施設種別でみると、非行のある児童を主な入所対象としている児童自立支援施設が 90.0%と最も高率であった。次いで福祉型障害児入所施設が 67.9%、児童心理治療施設が 51.9%、自立援助ホームが 40.0%、児童養護施設が 33.2%であった。また、医療型障害児入所施設が 5.6%、母子生活支援施設が 2.6%と他の施設種別に比べて低率ではあるものの、性に関する指導・支援が必要と感じる児童の入所が認められた。加えて、乳児院、自立援助ホーム、医療型障害児入所施設を除く全ての施設種別において、性的マイノリティ (推察含む) の児童の入所歴がある施設が 50%以上にのぼることが認められた。

このような状況下、施設種別によって性教育の実施の有無が認められた。施設種別によって設置施設数および回答施設数は異なるものの、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、福祉型障害児入所施設については、全ての施設が性教育を実施していた。しかしながら、性教育の実施状況（表5から表8）をみると、施設種別により差異が認められた。施設種別では、特に児童養護施設において、性教育の実施体制の整備が進んでいた。児童養護施設では、幅広い年齢層（幼児から高校生年齢）の児童やさまざまな背景を抱えた児童が入所しているとともに、他の施設種別に比べて児童間の性的問題の発生数も多く、また、性的問題の当事者となった児童の年齢も広範囲に及ぶことから（みずほ情報総研株式会社 2019）、施設として実施体制の整備を図り、積極的に性教育を導入している施設が多いと推察する。

一方で、性に関する指導・支援が必要と感じている児童の割合が高い児童自立支援施設や福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設においては、性教育を実施しているものの、性教育の実施体制に関しては未整備あるいは脆弱な状況にあることが認められた。特に児童自立支援施設においては、事務分掌への規定や性教育委員会の設置、性教育の指針の策定など、全ての項目において未整備であった。このように性教育の実施体制が未整備の施設においては、性に関する指導・支援の必要な児童の増加にともない、職員が必要に迫られ緊急的・応急処置的に性教育を実施している意味合いが強いと考える。

児童養護施設や児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、障害児入所施設の各運営指針（厚生労働省 2012bcde/2021）では、施設の特性に応じた入所児童への性教育および施設職員に対する性教育の学習会、施設職員間での性教育のあり方の検討の必要性を示している。このことから、性教育を実施している施設においても、施設全体としての取り組みとして性教育を位置づけ、職員間の共通理解のもと、性教育の実施体制を整備・拡充していくことがまずは必要と考える。そのうえで、前稿（岩田ら 2023）で示したように、人権を基軸とする UNESCO (2018) の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」⁸⁾の基準を満たした包括的性教育の構築・導入が入所児童の最善の利益の保障への有益なアプローチになり得ると考える。

一方、乳児院および回答のあった全ての自立援助ホームと医療型障害児入所施設においては、性教育を実施してい

る施設はなかった。ただし、文献調査からは、これらの施設種別に関する性教育の先行研究や実践報告を検索することができなかったため、これらの施設種別については和歌山県のみならず、全国的に性教育を実施している施設が少ないものと推察する。未実施の要因としては、入所対象となる児童（乳幼児、就労している児童や青少年、重度の障害のある児童、医療的ケアの必要な児童など）の状況や施設の特性・体制、職員側のニーズ・関心の低さなどが考えられる。なお、この点については、今後さらなる調査・研究により、明らかにしていく必要があると考える。

しかしながら、近年では幼児や障害のある児童に対する包括的性教育の重要性・必要性が指摘されている（浅井・安達・良・北山 2021、性教育サイト「命育」：Siblings 合同会社 2022、United Nations 2022）。また、自立援助ホームの入所児童・青少年（義務教育終了後の15歳から20歳、場合によっては22歳まで）に対しても、社会的自立を図るうえで、包括的性教育は最も必要な自立支援の一つと考える。このことに関連して、自立援助ホーム運営指針（厚生労働省 2015）では、「性に関する教育」として、①社会人としての性モラル、パートナーを尊重する大切さ、②性感染症の予防や避妊についての知識、③結婚についての基本的知識を教えていく必要性について指摘している。また、乳児院運営指針（厚生労働省 2012a）では、乳児院の役割と理念の一つとして、乳幼児の心身および社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することを掲げている。加えて、障害児入所施設運営指針（厚生労働省 2021）においても、医療型障害児入所施設に求められる支援内容の一つとして性教育をあげ、「場所や状況に応じた適切なふるまいを身に付けるという社会的スキル獲得の観点、および正しい性の知識を身に付け、退所後も含め自分らしい生活を送れるようにする観点から、日常生活の中、あるいは一定の機会を設けて性教育の実施に努めることが必要である」と述べ、年齢・発達段階に応じた性教育の必要性を指摘している。

このことから、施設種別を問わず、全ての社会的養護関係施設等において、性教育の実施体制を整備し、入所児童への包括的性教育を構築・導入していくことが必要と考える。このことは、入所児童のみならず、施設職員にとっても意義のあるものといえる。つまり、施設職員が基本的人権を基軸とする包括的性教育を学び、理解することにより、入所児童の年齢や障害の有無、障害の重さなどにかか

ならず、入所児童のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に対する権利擁護意識が高められ、性の多様性の尊重やジェンダー平等などの実現に向けた支援技術の向上、被措置児童等虐待の防止、職員や施設の意識改革へ結びついていくと考える。また、さまざまな背景を抱える入所児童の保護者や家庭への支援においても、包括的性教育は有効なアプローチになり得ると考える。

5 結論

本稿では、和歌山県の社会的養護関係施設等における性教育の実施状況について、施設種別ごとに整理するとともに、今後の性教育のあり方について検討を行った。

調査結果から和歌山県の社会的養護関係施設等においては、乳児院を除く全ての施設種別で、性に関する指導・支援が必要と感じる児童の入所が明らかになった。その一方で、全ての施設種別が性教育を実施しているわけではなく、施設種別により性教育の実施の有無に差異があることが明らかになった。さらに、性教育を実施している施設種別においても、施設種別によって性教育の実施体制に差異や脆弱さが認められた。

性に関する指導・支援の必要な児童に限らず、虐待などの逆境体験や障害・疾患のある児童、幅広い年齢の児童などが暮らす社会的養護関係施設等への包括的性教育の導入は、児童一人ひとりの最善の利益の保障に向けた有益なアプローチといえる。そのため、施設種別にかかわらず、全ての社会的養護関係施設等が性教育の実施体制を整備するとともに、施設や入所児童の特性に応じた包括的性教育プログラムを構築・導入することが必要と考える。ただし、これらについては、一施設で取り組むには限界があるため、和歌山県として社会的養護関係施設等のための性教育ガイドラインを作成し、性教育の実施体制の整備や包括的性教育プログラムの策定に向けた性教育支援システムを確立していくことが望まれる。

謝辞

本研究を行うにあたり、和歌山県内の多くの社会的養護関係施設および障害児入所施設から、御理解と御協力を賜りました。この場を借りて改めて厚く御礼申し上げます。

註

- 1) 児童福祉法第 37 条に規定。「乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする」。
- 2) 児童福祉法第 41 条に規定。「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする」。
- 3) 児童福祉法第 43 条の 2 に規定。「児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする」。
- 4) 児童福祉法第 44 条に規定。「児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする」。
- 5) 児童福祉法第 38 条に規定。「母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする」。
- 6) 児童福祉法第 6 条の 3 に規定。「この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という）を行い、あわせて児童自立

生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう」。

- 7) 児童福祉法第 42 条に規定。「障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。
- 1 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与。
 - 2 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療」。
- 8) UNESCO (国連教育科学文化機関) が中心となり「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を作成。ガイダンスは、①5 歳～8 歳、②9 歳～12 歳、③12 歳～15 歳、④15 歳～18 歳以上、の四つの年齢グループごとに、①関係性、②価値・権利・文化・セクシュアリティ、③ジェンダーの理解、④暴力と安全の保持、⑤健康と幸福のためのスキル、⑥人間のからだが発達、⑦セクシュアリティと性の行動、⑧性と生殖の健康の八つのキーコンセプトおよびこれらに対するトピックにより構成されている。

参考文献

- 浅井春夫・安達倭雅子・良香織・北山ひと美 (2021) 『乳幼児期の性教育ハンドブック』 かもがわ出版
- 岩田智和・桑原義登・桑原徹也 (2023) 「和歌山県の社会的養護関係施設における性教育の現状と課題 — 入所児童への包括的性教育の導入に向けた実態調査 (その 1: 全体の概要) —」 『わかやま子ども学総合研究センタージャーナル』 第 4 号 pp.21-30
- 国立研究開発法人産業技術総合研究所 (2020) 「2019 年度子ども・子育て推進調査研究事業 児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究調査研究報告書」 https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/Ai%20for%20better%20society_file/s/pdf/2020project2-report.pdf 2023 年 10 月 24 日閲覧
- 厚生労働省 (2012a) 「乳児院運営指針」
- 厚生労働省 (2012b) 「児童養護施設運営指針」
- 厚生労働省 (2012c) 「情緒障害児短期治療施設運営指針」
- 厚生労働省 (2012d) 「児童自立支援施設運営指針」
- 厚生労働省 (2012e) 「母子生活支援施設運営指針」
- 厚生労働省 (2015) 「自立援助ホーム運営指針」
- 厚生労働省 (2021) 「障害児入所施設運営指針」
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2021) 「令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究報告書」 https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210426_11.pdf 2023 年 10 月 24 日閲覧
- みずほ情報総研株式会社 (2019) 「平成 30 年度厚生労働省委託事業 児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究報告書」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000504698.pdf> 2023 年 10 月 24 日閲覧
- 性教育サイト「命育」(Siblings 合同会社) (2022) 「令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 保健師等による幼児等低年齢児の保護者に対する効果的な性教育方法に関する調査研究 事業報告書」 <https://siblingsllc.com/research202203/> 2023 年 10 月 24 日閲覧
- 障害児支援の在り方に関する検討会 (2014) 「今後の障害児支援の在り方について(報告書) —「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか—」 <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/000051490.pdf> 2023 年 10 月 24 日閲覧
- UNESCO (Ed.) (2018) 「International technical guidance on sexuality education : An evidence-informed approach [Revised edition]」 (ユネスコ (編) 浅井春夫・良香織・田代美江子・福田和子・渡辺大輔 (訳) (2020) 『改訂版 国際セクシュアリティ教育ガイダンス —科学的根拠に基づいたアプローチ』 明石書店)
- United Nations (2022) 「Convention on the Rights of Persons with Disabilities Concluding observations on the initial report of Japan」 Committee on the Rights of Persons with Disabilities Twenty-seventh session